# 設計内容説明書【一戸建ての住宅用(S造)】

	性	能	表	示	確	認							設計内容説明欄		設計内	羽容
	事			項	項	目	項			目			設計内容	記載図書	確認	欄
1 構	1 -	-1			構造	躯体	構	造	躯	体	□ 認定書等(品確	[法)	の活用		審查	員
造	耐	震	等	級				(1-	-1)		認定番号等(		)		記入村	欄
の安定	(侄	博褒等	争防」	上)							構造計算方法		限界耐力計算	仕様書		
定													保有水平耐力計算(ルート3)	伏図等		
													許容応力度等計算(ルート2)	計算書		
													許容応力度計算(ルート1)	認定書(基準法)		
													その他の計算方法			
													大臣認定書(基準法)の活用			
	1 -	-3					免	震發	書 築	物	□ 平成12年建設	省告	示示第2009号第1第3号による免震建築物			
	そ(	の他						(1-	-3)		□大臣認定	書の:	活用 □ その他			
											□ 免震層及び免	震材	†料の維持管理に関する図書の作成			

# 設計内容説明書【一戸建ての住宅用(S造)】

	性	能	表	示	確	認	ž			設計內容説明欄		設計内容
	事			項	項	E	J	項	目	設計内容	記載図書	確認欄
3 劣	3-	-1			認	定	?	書	等	□ 認定書等(品確法)の活用		審査員
化	劣	化	対	策						認定番号等 ( )		記入欄
の軽	等			級	構ì	告躯 体	Ż	鋼材の	)厚さ	一般部	□ 仕様書	
減	(柞	<b></b>	本	等)				(最/	1/)	□ 鋼材の厚さに応じた防錆措置が講じられている □ その他	□ 平面図	
										柱脚部 注:地階を除く最下階の柱脚部が対象	□ 立面図	
										□ 鋼材の厚さに応じた防錆措置が講じられている □ その他	□ 断面図	
										その他 注:柱・梁・筋かい以外の部分に使用されている鋼材	□ 矩計図	
										□ 鋼材の厚さに応じた防錆措置が講じられている □ その他	□ 伏図等	
					床 -	下防酒	已	末下地類	盤面の	□ 防湿方法 〔 □ コンクリート □ 防湿フィルム □ その他 〕		
					措	置等	争图	坊 湿 拮	昔置・	□ 換気措置 [ □ 換気口 □ ねこ土台 □ その他 ]		
							E	末下換象	気措置	■ 基礎断熱工法		
					小	屋裏	<b>1</b>	小屋裏	換気	□ 小屋裏 有 (換気措置による) ※いずれも該当する場合		
					換	复	į (	の措	置	□ 小屋裏 無 (屋根断熱工法・その他の措置) はそれぞれにチェック		
					構	造	ì	部材	等	□ 建築基準法施行令第37条及び第80条の2の規定に適合		
4 維持	4-	-1			専力	用配管	4	コンク	リート	□ 給水管、排水管、給湯管及びガス管のコンクリート内への	□ 仕上表	審査員
排持	維	持	管	理			F	カ埋込?	外配管	埋め込み無し(コンクリートブロックを含む)	□配置図	記入欄
管理	対	策	等	級	地	中	ı ţ	里設管	上の	□ 給水管、排水管、給湯管及びガス管上のコンクリート打設無し	□ 平面図	
	(	専用i	配管	;)	埋	設 管	\$ -	コンクリー	ト打設	□ 条例等による適用外の地域	□ 基礎伏図	
更新					排力	水管の	) F	内面の	仕様	□ 排水管内面が平滑である	□設備図	
					性	状 等	Ť	設 置	状 態	□ たわみ、抜け等が生じないよう設置		

# 設計内容説明書【一戸建ての住宅用(木造軸組・枠組壁工法・鉄骨造)】

性能表示	か 却 石 ロ		設計内容説明欄		設計内容
事 項	確認項目	項目	設 計 内 容	記載図書	確認欄
5-1断熱等	認定	書等	□ 認定書等(品確法)の活用(住宅)		評価員
性能等級			□ 認定書等(品確法)の活用(住宅の部分)		記入欄
			認定番号等 ( )		
	適用す	トる 基準	□ 性能基準	□ 仕上表	
( )地域			□ 仕様基準(等級4のみ)	□ 平面図	
	性能基準	外皮平均	□ 外皮平均熱貫流率U <sub>A</sub> の基準に適合	□ 立面図	
		熱 貫 流 率		□ 矩計図	
	する場合	冷房期の平均	<ul><li>冷房期の平均日射熱取得率 η ACの基準に適合</li></ul>	□ 建具表	
		日射熱取得率			
		躯体の断熱	<ul><li>□ 熱貫流率基準を適用</li><li>□ 熱抵抗値基準を適用</li></ul>		
	仕様基準		開口部比率の区分		
	を適用	開口部の断熱	□ 区分(い) □ 区分(ろ) □ 区分(は) □ 区分(に)		
	する場合	及び日射	□ 緩和措置あり		
			□ 窓の断熱(2%緩和) □ 窓の日射(4%緩和)		
		繊維系断熱材	□ 繊維系断熱材等の使用		
			□ 防湿層の設置有り □ 除外規定適用(添付図書に内容を記載)		
		防湿層の設置	□ 認定書等(品確法)の活用		
	結露防止		認定番号等 ( )		
	対 策		□ 通気層の設置有り(繊維系断熱材を使用する場合は防風層設置)		
		通気層の設置	□ 除外規定適用(添付図書に内容を記載)		
		心 八/日 ン以 巴	□ 認定書等(品確法)の活用		
			認定番号等 ( )		

# 設計内容説明書【一戸建ての住宅用(共通)】

性能表示	10年 333	11百!	ьl		設計內容説明欄			設計内容
事 項	確認	、垻	Ħ	項目	設計内容		記載図書	確認欄
5-2一次エネル	認	Ţ	É	書等	□ 認定書等(品確法)の活用(住宅)			評価員
ギー消費量等級	:				□ 認定書等(品確法)の活用(住宅の部分)			記入欄
					認定番号等 ( )			
					□ 性能基準		仕上表	
( )地域				適用する			仕様書	
	基	本自	的	基準	□ 仕様基準(等級4のみ)		面積表	
	事	項 4	等					
				居室および	床面積の合計			
				非居室の面積	主居室の面積  Webプログラム出力票による			
					その他の居室の面積 🗌 Webプログラム出力票による			_
				適用する基準	□ 性能基準		仕上表	
				週川)の至中	□ 仕様基準(等級4のみ)		仕様書	
	外	J	支		□ Webプログラム出力票による		平面図	
				断熱性能等				
								_
				暖房方式	□ Webプログラム出力票による		仕上表	
	暖	<b>会</b> j			□ (		仕様書	
	172	11 /		冷房方式	□ Webプログラム出力票による		平面図	
				11. 75 75 24	□ (		機器表	
				換気設備方式	□ Webプログラム出力票による		系統図	
	換	ļ			□ 全般換気設備(比消費電力0.3以下)			
			~``	熱交換型	□ Webプログラム出力票による			
				換気設備	□ 比消費電力を有効換気量率で除した値が0.3以下			
				給湯熱源機	□ Webプログラム出力票による			
	給	ž	易		□ Webプログラム出力票による			
			~		□ Webプログラム出力票による			
			L		□ Webプログラム出力票による			
				太陽給湯	□ Webプログラム出力票による			
	照	F	戼	照 明 器 具	□ Webプログラム出力票による			
					□ 非居室に白熱灯を採用していない			
					□ Webプログラム出力票による			
	発	ŕ	雪	の採用		]		
		•	_	コーシ゛ェネレー	□ Webプログラム出力票による			
				ションシステム				1

# 設計内容説明書【一戸建ての住宅用(共通)】

	性	生能	表示	確		認						設計内容説明欄							
	事	F	項	項		目	項				3	設 計 内 容	-	記載図書	確認欄				
9 高	9	-1		部	屋	の	特	定	寝	室	と	□ 便所		仕上表	審査員				
齢	高	高齢者	等 配	配	置	等	同	_	- ß	皆(	こ			平面図	記入欄				
者等	慮	意対策	等 級				あ	る	台	<b>3</b>	坖								
^	(:	専用部	分)	段		差	日	常	- /	ŧ;	活	□ 床は段差のない構造							
の配							空		間		内	適用除外(玄関出入口、玄関上がりかまち、勝手口出入口、							
慮												タタミコーナー等、浴室の出入口、バルコニー出入口)の段差有り							
							日常	常生	活3	空間:	外	□ 床は段差のない構造							
				階		段	勾		配	4	等	□ 勾配22/21以下、550mm≦蹴上×2+踏面≦650mm、かつ、踏面195mm以上							
					階段	是無						□ ホームエレヘ・ーター設置							
							蹴		込	å	み	□ 蹴込みが30mm以下							
												□ ホームエレヘ・ーター設置							
							階	翌0	り幅	員	等	□ 建築基準法施行令第23条から第27条までの基準に適合							
				手		摺	手	摺	の	設情	置	□ 階段、便所、浴室、玄関※、脱衣室※において、それぞれの基準に							
												適合する手摺が設置されている ※設置準備含む							
							転	落隊	方止	:手	習	□ バルコニー、窓(2階以上)、廊下及び階段において、転落防止							
							の		設	į	置	手摺が設置されている(腰壁等の高さによる基準に適合)							
						バ	ル	コ	= '		□ 建築基準法施行令第126条第1項の基準に適合								
				通	路等	るの	通	路	の	幅」	Ę	□ 通路最小有効幅員780㎜以上(柱等の箇所750㎜以上)							
				幅		員	出	人口	] 0,	幅」	Ę	□ 玄関出入口の有効幅員750㎜以上							
				(日	常生	三活						□ 浴室出入口の有効幅員600㎜以上							
					間口						_	□ その他の出入口750mm以上(軽微な改造を含む)							
				寝	室、	便	浴	室	の	寸剂	去	□ 短辺内法1,300㎜以上 かつ 内法面積2.0㎡以上							
				所	及ひ	浴	便	折0	り寸	法:	等	□ 長辺内法1,300mm以上(軽微な改造を含む)、もしくは、							
				室								便器の前方又は、側方に500mm以上							
				(⊨	常生	活						(ドアの開放又は軽微な改造による長さを含む)							
				<b>4</b>	三間卢	月)						□ 腰掛け式便器を設置							
							特	定犯	夏宝	₹面₹	責	□ 特定寝室の内法面積 9㎡以上							